

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が2019年6月14日に公布されました。

これに伴い、同法の施行日（2019年12月14日）以後は成年被後見人及び被保佐人も地方公共団体の職員として任用できることとなります。